

# V. 財政運営の基本目標

## 1. 改革後の収支見通し

『集中改革プラン』を実施した場合の収支見通しは、以下のとおりです。

【収支見通し（改革実施後）】

（単位：百万円）

項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	主な改善要素	
歳入	町税	1,212	1,153	1,141	1,130	1,096	
	地方交付税	1,151	980	970	960	950	
	国県支出金	193	289	252	159	159	事業規模の縮減、扶助費抑制に連動
	町債	276	488	631	250	239	事業規模の縮減に連動
	うち臨財債	188	159				臨時財政対策債は、見込済(H19以降)
	その他	1,347	1,792	1,886	1,352	1,087	使用料等、保育料の見直し
	歳入合計(A)	4,179	4,702	4,880	3,851	3,531	
歳出	義務的経費	1,746	1,699	1,653	1,651	1,610	
	うち人件費	1,232	1,151	1,079	1,047	1,008	給与削減(特別職、一般職) 議員報酬、各種委員報酬
	うち扶助費	122	132	136	140	144	町単独分の扶助費の見直しを含む
	うち公債費	392	416	438	464	458	
	投資的経費	517	1,204	1,180	315	315	
	その他	1,826	1,543	1,546	1,541	1,536	建設事業の抑制
	歳出合計(B)	4,089	4,446	4,379	3,507	3,461	補助金等、委託料、支払手数料、報奨金、繰り出し金等の抑制
収支(A - B)	90	256	501	344	70		

### 【留意事項】

収支見通しの条件として、17年度は決算見込み額であり、将来予測は、予断を許しません。

3ヵ年実施計画書などとの整合性を図りながら、年度ごとに見直します。

このプラン以外の分野にかかる行財政運営についても、継続して改革・改善の取り組みを行なってまいります。

このプランは、基本構想、基本計画、3ヵ年実施計画書の主要なものを反映しています。

数値計上については、普通会計(一般会計 + 霊園会計)のみの計上です。

## 2 . 財政運営の基本目標

改革後の収支見通しを現実のものとするために、改革プランを着実に実施し、再建期間中の取組みの実効性をあげるため、今後の財政運営にあつたての基本目標を次のとおりとします。

### 【再建期間中における財政運営の基本目標】

収支見通しを著しく超えることとなるような事業は、実施しないこと。

新規事業を実施する場合、財源はスクラップアンドビルドによって調達することとし、必ず『終期』を設定すること。

国・県補助金が廃止又は縮減されるものについては、町債への振替えは認めない。従って、その動向に合わせて事業の廃止又は縮小を行なうこと。

# VI. プランの進行管理

## 1 . 行動計画（アクションプラン）の作成と達成度の検証

この行財政改革『集中改革プラン』に基づいて、役場機構内の全ての係りごとにISO9001（行政サービス目標管理表など）との整合性を図りながら、年次ごとの行動計画（アクションプラン）を作成します。（ISO関係資料との併用可とする。）これは、プランの内容を全職に周知徹底し問題意識を共有するのに併せて、直面する財政危機に対する具体的な対応策を、自の手で作成するものとなり、職員が一丸となって取り組みます。

各職員は自らの手により作成した行動計画により事務事業を行い、半年に1度、その達成度を検証・見直しをします。目標を達成できなかった内容に関しては、どこに原因があるのか深く掘り下げ、新たな見直しを実施します。

このように、行動計画の作成 行動計画に基づく事務事業の実施 達成度の検証 行動計画の見直し・再作成 というサイクルを全ての職員が繰り返し行なうことにより、この行財政改革プランが、より実効性の高いものになると考えます。

## 2 . 進行管理

集中改革プランについては、ISO9001の作業フローにのっとり、毎年度進行管理を行い行動計画（アクションプラン）に基づいた内容項目の全てを点検し、必要があれば是正の措置や予防の措置を講じて、常に『継続的改善』に心がけます。

『財政再建団体』への転落は、町政運営全般が国の管理下に置かれ、町民サービスの低下は、もとより、町独自の施策が制限されるなど、実質的に地方自治を放棄することになるから、いかなる方策を講じてでも、断固として回避しなければなりません。

また、毎年度、収支見通しの時点修正に適切に対応しつつ、【所要の調整】を行いながら、集中改革プランの推進を図っていきます。

### 3 . 町民への公表

この集中改革プランは、町民と行政とが、ともに痛みを分かち合うことで、将来の長南町のための重要な基盤を築き上げようとするものです。

町民の皆様に対する説明責任を全うするために、このプランを『広報ちょうなん』やホームページで公表するとともに、あらゆる機会を捉えて情報提供に努めるほか、広く町民からの意見を求め、その意見と意見に対する町の考えを公表してまいります。

また、このプランにおいて見直しを行なうとしたものについては、見直しの内容を決定した時点で、すみやかにその内容を公表してまいります。